

令和2年6月18日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会 長 木下 勝之

**「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」
及び「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」の周知へのご協力をお願い**

日頃は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国は新型コロナウイルス感染症に対し、妊娠中・産後の休業支援の助成金を企業へ向けて支出することを決定し、その運用方法を企業や関連する医療従事者へ、その注意事項を記載したものを発出（令和2年6月15日）しました。

詳細は、各資料をお読み頂きますが、産婦人科医に求められているものを下記に記載します。

記

1. 期間：令和2年5月7日～令和3年1月31日

2. 方法（流れ）：

- (1) 妊娠中の女性労働者が母子保健法の保健指導や健康診査を受ける。
- (2) 健康診査等を行う医師は、女性労働者の新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして措置が必要であると判断した場合、母健連絡カード（必ずしもカードだけでなく診断書・証明書）に必要な指導事項を記載してもらう。

例：「感染のおそれの低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）の措置を講じること」

妊娠中の通勤緩和、妊娠中の休憩に関する措置、妊娠中又は出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）

事業主が講じる措置の具体的な内容は、企業内の産業医等産業保健スタッフや機会均等推進責任者（男女雇用機会均等推進者）の助言に基づき、女性労働者と話し合って定めることが望ましいとしています。

- (3) 妊娠中の女性労働者が母健連絡カードを事業主（人事労務担当者、管理者等）に提出して、措置を申し出る。
- (4) 事業主が母健連絡カードの指導事項に基づき、必要な措置を講じる。

3. 対象：

(1) 対象者

- 1) 正規雇用・非正規雇用を問わず労働者
- 2) 事業主に雇用される性風俗関連の労働者

(2) 対象外

- 1) 地方公務員・国家公務員は対象外
- 2) 会社の役員・同居の親族で経営する事業に従事する者（家族従事者）は原則対象外

(3) その他

働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）との併給は可能だが、他の助成金との併給は不可。

4. 注意事項：

- (1) 医師は、女性労働者から母健連絡カードの指導事項に記載のある措置をやめるという意思表示があった場合、母健連絡カードの修正や回収を行う必要はない。
- (2) 事業主が担当医師へ指導の有無や指導の内容について確認をする場合は、
 - 1) 女性労働者を介して担当の医師に確認、
 - 2) 女性労働者本人の確認を得た上で、産業医等産業保健スタッフが確認、
 - 3) 産業医等産業保健スタッフがいない場合には、女性労働者本人の同意を得た上で、人事労務担当等、が確認を取ってくる場合がある。
- (3) 医療機関において電話やオンラインでの保健指導が実施されている場合、妊娠中の女性労働者が、新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスについての保健指導も電話等で受け、その指導事項を事業主に申し出ることが可能。
なお、母健連絡カードの郵送等に対応しているかどうかや電話やオンラインでの保健指導等の費用については、医療機関によって異なるため当該医療機関に確認してください。とされているので、設定しておくこと。
- (4) 母健連絡カードは、母子保健法の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を記載するもので、定期的に健康診査等を行うかかりつけの医師が、指導必要と判断した場合に記載するのが適当だが、妊婦の健康状態の変化などにより、かかりつけの医療機関が変更となる場合には、当該医療機関における初回の健康診査等で母健連絡カードを記載することも可としている。
- (5) 母性健康管理措置を求める場合の職場でのハラスメントも、妊娠・出産等に関するハラスメントとして防止措置義務の対象となる。
- (6) 事業主が母性健康管理措置を講じようとしめない場合、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に相談。都道府県労働局による助言指導等の対象で、これに関する労使紛争については、都道府県労働局における紛争解決援助や調停も利用可能。

以上